

業務委託実施説明書

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト事業に関する参加意思確認及び提案については、関係法令に定めるもののほか、この業務委託実施説明書によるものとする。

なお、本業務については、工賃向上に意欲的に取り組む就労継続支援B型事業所や就労継続支援A型事業所等（以下「福祉事業所」という。）を対象に、農福連携サポートセンターを運営し、農業等に係る施設外就労のマッチング支援等を通じて障害のある人の工賃水準の向上等を図ることを主目的としている。

このため、事業の効果的かつ効率的な実施に当たっては、共同受注窓口として、各福祉事業所の実情や特性等に精通し、きめ細かな支援等が不可欠であることなどから、「岡山県工賃向上計画」に基づき、福祉事業所で生産する物品や役務等の共同受注や販路拡大、工賃向上に関する情報収集等を担い、そのノウハウと実績を有する特定非営利活動法人岡山県社会就労センター協議会を相手方とする随意契約手続を行う予定ですが、他の者で下記2の資格を有し、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集するものである。

公募の結果、2の参加資格を有すると認められる者がいない場合は、特定非営利活動法人岡山県社会就労センター協議会との随意契約手続に移行する。

なお、2の参加資格を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定非営利活動法人岡山県社会就労センター協議会と当該応募者が提出する提案書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト事業

(2) 業務内容

①農福連携サポートセンター設置・運営業務

- ・農業等に係る施設外就労の共同受注窓口・マッチング支援
- ・農福連携に取り組む福祉事業所の掘りおこし
- ・農業等に関する産品・役務の受注開拓、販路拡大
- ・本県独自の農福連携ブランド「ハレの福産良品」の認知度向上、登録手続き
- ・農福連携実践体験会・スタディツアーの開催
- ・水産業との連携の拡大
- ・その他農福連携に取り組む福祉事業所への支援、相談等への対応

②農福連携マルシェ開催業務

③農福連携指導者養成農業研修コース開設業務

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務委託に参加できる者の資格

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332

- 号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (6) 本事業は、工賃向上計画支援等事業(平成24年4月11日付け、障発第0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施するものであり、その実施主体は社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人(社団法人及び財団法人)又は特定非営利活動法人等であって適切な事業運営ができる者であること。
 - (7) 本事業中、共同受注窓口機能の構築等に当たり、福祉事業所の実情や特性等に精通するとともに、現に共同受注に係るネットワーク網を保有する又は構築することができるなど、その専門的知識、能力や実績等を有すること。
 - (8) 過去2年間に県又は県の外郭団体との契約がある場合、全てを誠実に履行していること。
 - (9) 都道府県税、岡山県内の市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県子ども・福祉部障害福祉課障害福祉サービス班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL: 086-226-7345
FAX: 086-224-6520

4 業務委託参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、参加資格確認申請書(第2号様式)及び下記5の必要書類を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 業務委託説明書、仕様書の配布期間及び場所

- ①配布期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月10日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②配布場所 上記3の場所に同じ
なお、子ども・福祉部障害福祉課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>からダウンロードできる。

(2) 仕様書に関する質問

- ①受付期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月10日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②受付場所 上記3の場所に同じ
- ③受付方法 仕様書に対する質問・回答書(第1号様式)により原則としてファックス又は郵便等によることとし、受付期間内に必着とすること。
なお、ファックスにより提出する場合は、送付した旨を電話にて上記3の担当者に連絡し、受け取りの確認をすること。(以下同じ。)
- ④回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を除く。以下同じ。)の午後5時までにファックス等で回答する。
ただし、期限日の前日に到達したものにあっては期限日の午前中に、期限日に到達したものにあっては期限日の午後5時までに回答する。

(3) 参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月10日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

(4) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

5 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

- ①受付期間 令和8年3月11日(水)から令和8年3月17日(火)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③方 法 持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)
- ④提出書類
 - ・事業提案書(第3号様式)
 - ・事業計画書(第4号様式)
 - ・見積書(第5号様式)
 - ・その他必要と認めた書類

(2) 審査方法

岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

6 その他

- (1) 本業務は、県の令和8年度当初予算において予算措置された場合に事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に係る一切について、いかなる効力も生じないものであること。
- (2) 契約保証金は岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (3) 業務委託契約書の作成を要する。
- (4) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 業務の詳細は業務委託実施説明書及び業務委託仕様書による。
- (6) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。